

北本市新型インフルエンザ等対策行動計画概要

政府行動計画及び埼玉県行動計画に基づき、本市が実施する新型インフルエンザ等対策に関する基本方針及び各発生段階における対策を定め、国、埼玉県、医師会等の関係機関と連携・協力し総合的に対策を推進する。

対象とする感染症

- 新型インフルエンザ等感染症
- 新感染症（感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの）

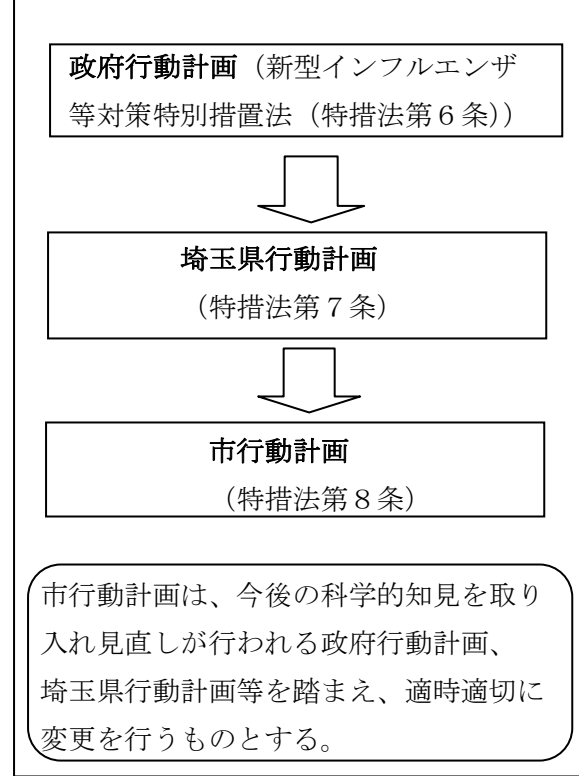
行動計画の構成

- | | |
|-------------------------|----------------|
| 第1 はじめに | 第6 市行動計画の主要5項目 |
| 第2 対策の基本方針 | 第7 実施体制 |
| 第3 発生時の被害想定 | 第8 発生段階別の対応 |
| 第4 対策推進のための役割分担 | |
| 第5 新型インフルエンザ等の発生段階と主な対策 | |

対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

行動計画の位置づけ



対策の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - ・流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・流行のピーク時の患者数等を少なくして医療体制への負担を軽減、医療体制を強化し、医療提供のキャパシティを超えないようにして、適切な医療を受けられるようにする。
 - ・適切な医療の提供により、重症患者数や死亡者数を減らす。
- 市民生活及び社会機能に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・感染対策等により欠勤者の数を減らす
 - ・業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び社会機能の安定に寄与する業務の維持に努める。

対策の効果 概念図

